

○青木英二区長（略）

公益通報者保護委員会からの調査結果では、通報内容に対して、区による違反等の事実までは認められないとされておりますが、一方で、関係書類を保管していたロッカーは問題なく施錠されていたものの、ロッカー最寄りの扉が施錠されていないことに対して、指摘を受けるとともに、機密文書を外部委託する際に使用する格納容器について、施錠不十分な容器が長年にわたり用いられていたことなど、職業上の倫理意識とコンプライアンスの欠如が疑われるなどの意見をいただきました。

区といたしましては、当該事案の発生を踏まえるとともに、委員からの御意見等を真摯に受け止め、扉の鍵の交換や、ロッカー施錠の徹底のほか、高い職業倫理の保持とコンプライアンスの意識の徹底を図るために、研修等を行ったところであります。今後もこうした事例を繰り返さないよう、検証を行いながら取り組んでおります。

次に、第2問、目黒区行政組織における個人情報の取扱いに対する本区の基本理念の共有の現状をどう捉えているかについて、でございますが、議員御指摘のとおり、令和4年9月に、総合庁舎内執務室において、キヤビネットに適正に保管しているはずの35名分の個人情報を含む名簿が紛失する事態が発生しました。

紛失した名簿は、区が講座等を実施する際に、乳幼児のいる区民の方の社会参加の促進を図るため、保護者に代わって保育を行う一時保育に御協力くださる方の情報が掲載されたものであり、講座等を頻繁に開催する職場でそれぞれ管理しておりました。

本件に関しましては、9月末に公表し、その直近の企画総務委員会において御報告いたしました。

目黒区の行政組織を担う区長として責任を感じており、関係者の皆様に御迷惑と御心配をおかけしましたことに、改めておわびを申し上げます。

個人情報の不適切な取扱いは、当該区民の権利利益を侵害するものであるとともに、区政の信頼を大きく損なうものです。

この基本を区職員一人一人が肝に銘じておくことは、個人情報を扱う上での大前提であります。

区の情報セキュリティ対策の総合的かつ基本的な方針である、情報セキュリティ基本方針の基本理念として、職員をはじめ、区の情報資産に携わる全ての者は、情報の漏えいや紛失、不正アクセス、コンピューターウイルス感染等の防止など、常に情報セキュリティの重要性を認識し、制度、技術、運用の全般にわたる安全措置を講じることにより、個人情報や区の情報システムを高い安全管理の下に保持していくものと定めております。

個人情報の取扱いに対する区の基本理念を全職員に浸透させるため、区では、毎年度、情報セキュリティ自己点検を実施しており、同基本方針を含めた規定類への理解を深めるとともに、情報セキュリティへの意識を高めるよう努めております。

加えて、職員が知っておくべき知識や技能の向上を図っていくため、年1回以上、定期的に情報セキュリティに関する研修及び訓練を行っております。

こうした区の取組を不断に継続していくことにより、個人情報の取扱いの基本をどのような場面においても怠ることのないよう、全庁挙げて情報管理を徹底してまいります。

次に、第3問、該当事案における個人情報の漏えいリスクを最小限に抑えるために取った次善の策について、でございますが、本年9月の名簿紛失事案の発生に伴い、直ちに事実確認、原因究明、再発防止策の検討を行いました。

今回の事象に至った原因としては、個人情報を含む名簿の授受に際し、日付や受領者を確実に記録する仕組みが整っていなかったことや、キヤビネットに保管している文書の状況を、課内の複数職員で共有できていなかったことがございました。

個人情報を含む名簿等の紛失リスクをなくすためには、個人情報を紙面で管理することなく、区の電子システム上で安全に管理する方法が改善策として想定されますが、次善の策として、まずは一時保育登録者名簿について、関係各課への送付をやめ、人権政策課と男女平等・共同参画センターのみで保有、管理することとし、一時保育を依頼する保管課には、真に必要な期間に限定して名簿を貸出する対応に改めたところです。

加えて、10月7日付で個人情報の適正な取扱いに関する文書を発し、当該事案の経